試験研究費の額が	重点産業技術試験研究費の額（第四十二条の五第一項に規定する重点産業技術試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）が
第一項又は第四項の試験研究費の額	同項の重点産業技術試験研究費の額
第四十二条の四第八項第三号	第四十二条の五第一項の税額控除限度額
第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	第四十二条の五第一項の税額控除限度額
第四十二条の四第八項第三号イ	控除対象試験研究費の額の
控除対象試験研究費の額の	控除対象重点産業技術試験研究費の額（第四十二条の五第一項に規定する控除対象重点産業技術試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）の
に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には、	重点産業技術試験研究費の額（当該控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額が第四十二条の五第四項第一号に規定する特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものを除く。）の百分の四十に相当する金額並びに
の百分の十二に相当する金額）	のうち当該控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額が同号に規定する特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものの百分の五十に相当する金額を合計した金額
第四十二条の四第八項第三号ロ	第四十二条の五第一項後段
百分の二十五	百分の十
第四十二条の四第八項第四号	第四十二条の五第一項後段
の試験研究費の額	の重点産業技術試験研究費の額
の控除対象試験研究費の額	の控除対象重点産業技術試験研究費の額
第四十二条の四第八項第七号	第四十二条の五第一項後段
百分の二十五	百分の十
第四十二条の四第八項第十一号	第四十二条の五第二項に規定する適用事業年度の試験研究費の額が同項に規定する前事業年度の試験研究費の額
第一項後段及び第四項後段	同項に規定する適用事業年度
第四十二条の四第八項第十二号	（以下この号及び第十項に
前項に規定する各事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額	
同項に規定する各事業年度	
（第十項に	

通算法人及び他の繰越通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額	通算法人の繰越適用対象事業年度開始の日の前日を含む事業年度の試験研究費の額（当該前日を含む事業年度の月数と当該繰越適用対象事業年度の月数とが異なる場合には、当該繰越適用対象事業年度の月数を乗じてこれを当該繰越適用対象事業年度の月数で除して計算した金額）の合計額
第四十二条の四第八項第十三号イ	第四十二条の五第一項
前項	第四十二条の五第二項
第四十二条の四第八項第十三号ロ	第四十二条の五第五項第五号
第十九項第十号	第四十二条の五第二項に規定する百分の二十五に相当する金額
第四十二条の四第八項第十七号イ	百分の二十五に相当する金額（第九号ロに掲げる場合に該当する場合には、当該調整前法人税額に同号ロ(1)又は(2)に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める割合を乗じて計算した金額を加算した金額）
第四十二条の四第八項第十七号ロ	第四十二条の五第一項
第四項	第四十二条の五第二項に規定する百分の十に相当する金額
第四十二条の四第九項	第四十二条の五第一項
の試験研究費の額	の重点産業技術試験研究費の額
係る第一項又は第四項	係る第四十二条の五第一項
第二十一項	同条第六項
、第一項又は第四項	、同条第一項
控除対象試験研究費の額	控除対象重点産業技術試験研究費の額